

市街化調整区域における高規格堤防整備手法の検討

Study of the super-levee construction method in the urbanization control areas

研究第一部 主任研究員 鳴海 太郎
研究第二部 部長 山本 克也

現在、高規格堤防整備事業は、沿川における市街地整備との共同事業を基本として進められている。

しかしながら、このような事業手法は、市街化区域において実施することを前提としているものであり、市街化調整区域では必ずしも機能するとは云い難い。これは、市街化調整区域が市街化を抑制する区域であり、土地区画整理事業をはじめとする市街地開発事業を企画するには、様々な制約があることに起因する。一方、利根川や江戸川の右岸上流部など首都圏を洪水から守る上で重要な区間のほとんどが市街化調整区域であり、この区域における整備手法の確立が今後の高規格堤防整備を進めていく上で大きな課題の一つとなっている。

本研究は、市街化調整区域における高規格堤防整備について、宅地介在率の高い区域を対象とした都市的整備事業との共同事業化の検討を行い、その可能性及び有効性について整理したものである。

キーワード：高規格堤防、市街化調整区域、まちづくり、土地区画整理事業、共同事業、事業採算性

“Super levees” (high-standard levees) in Japan are usually constructed as part of urban development projects in areas along rivers.

Since, however, this method of development is in most cases used only in urbanization promotion areas, it does not necessarily work in urbanization control areas. The reason for this is that because urbanization control areas are areas where urbanization is restricted, implementation of urban development projects including land readjustment projects is variously restricted in urbanization control areas. Since most of the areas that are important in protecting the Tokyo metropolitan area from floods, such as the areas along the right banks of the upper reaches of the Tone and Edo rivers, are located in urbanization control areas, the establishment of a construction method that can be used in urbanization control areas is one of the major challenges for super-levee construction in the coming years.

In this study, the possibility and effectiveness of the method of super-levee construction in an urbanization control area are studied.

Key words : *super-levee (high-standard levee), urbanization control area, city planning, land readjustment project, multi-purpose project, project profitability*

1. はじめに

高規格堤防は、計画を上回るような洪水時の越水や浸透による破堤を防ぐとともに、地震時の液状化やすべりに強い構造とするため、現堤防の市街地側に堤防高の30倍の幅で盛土し（30H）築堤する強固な堤防である。この高規格堤防の敷地すべての用地を直接、河川管理者が取得しかつ整備することは、事業費用面や土地の有効利用面などから合理的とはいえない。そのため、高規格堤防の整備は、基本的にまちづくり事業との共同事業により行われており、市街化区域においては、土地区画整理事業をはじめとする市街地開発事業との共同事業が多く実施されている。

一方、全国5水系6河川の高規格堤防整備区間のうち市街化区域は約4割にすぎず、残りの区間は市街化調整区域あるいは都市計画区域外等となっている。特に利根川や江戸川の右岸上流部など首都圏を洪水から守る上で重要な区間のほとんどが市街化調整区域であり、これら区間における整備手法の確立が今後の高規格堤防整備を進めていく上で大きな課題となっている。

この課題を解決する一つの方策として、農地を対象とした農業農村整備事業との共同事業について検討が進められ、整備手法としては一定の枠組みが確立されつつある。しかしながら、江戸川上流部沿川などでは、市街化調整区域のうちの相当部分は宅地介在率が比較的高く、制度上、農業農村整備事業の適用が困難であるため、他の整備手法を確立する必要がある。

本稿は、市街化調整区域における高規格堤防整備について、宅地介在率の高い区域での都市的整備事業の導入による高規格堤防整備手法の検討成果をとりまとめたものである。

表一 沿川地域の都市計画法上の位置付け

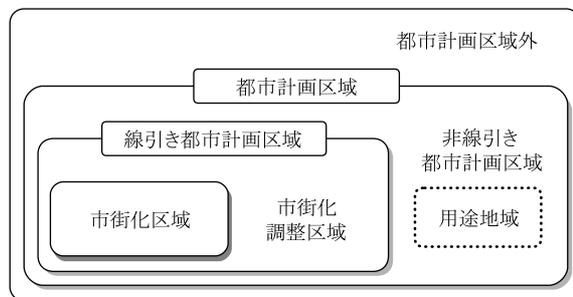
単位 上段：km、下段：%

		都市計画区域			都市計画区域外	合計
		市街化区域	市街化調整区域	非線引き区域		
首都圏	利根川	28.2 (8.3)	201.3 (59.6)	95.5 (28.3)	13.0 (3.8)	338.0 (100.0)
	江戸川	46.4 (43.8)	59.6 (56.2)	—	—	106.0 (100.0)
	荒川	86.7 (54.2)	73.3 (45.8)	—	—	160.0 (100.0)
	多摩川	80.0 (100.0)	—	—	—	80.0 (100.0)
	計	241.3 (35.3)	334.2 (48.9)	95.5 (14.0)	13.0 (1.9)	684.0 (100.0)
近畿圏	大和川	35.6 (84.8)	6.4 (15.2)	—	—	42.0 (100.0)
	淀川	56.7 (78.8)	15.3 (21.3)	—	—	72.0 (100.0)
	計	92.3 (81.0)	21.7 (19.0)	—	—	114.0 (100.0)
合計	333.6 (41.8)	355.9 (44.6)	95.5 (12.0)	13.0 (1.6)	798.0 (100.0)	

リバーフロント整備センター調査（2001）

2. 都市計画法上の土地利用の概要

高規格堤防整備区間における沿川地域の都市計画法上の位置付けをみると、市街化区域、市街化調整区域、非線引き都市計画区域、都市計画区域外とに分類される。これら各区域の関係を図-1に示す。



図一 都市計画法上の各区域の関係

各区域の概要並びにまちづくりとの共同事業による高規格堤防整備という視点での特質を整理すると以下のようになる。

(1) 都市計画区域と都市計画区域外

都市計画区域は、各種都市計画を策定する場であり、都市の実態や将来の計画を勘案して、一体の都市地域となるべき区域を指定する。この区域を指定することにより、土地利用、都市施設、市街地開発事業など各種都市計画を定められることとなるほか、一定規模以上の開発行為をしようとする場合に開発許可が必要となる。

一方、都市計画区域外は、都市として整備し、開発し、及び保全する必要がない区域とされ、土地区画整理事業や市街地再開発事業等を施行することはできない。したがって、これら事業との共同事業による高規格堤防の整備は、都市計画区域外においては実施できない。

(2) 線引き都市計画区域と非線引き都市計画区域

都市計画区域については、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要があるときは、都市計画に、市街化区域と市街化調整区域との区域区分（いわゆる線引き）を定めることとなっている。すなわち開発圧力が高く、都市の郊外への無秩序な拡散による非効率的な公共投資（いわゆるスプロール）の恐れがあると判断される都市計画区域が線引き都市計画区域となる。都市計画法においても、首都圏整備法に規定する既成市街地及び近郊整備地帯、近畿圏整備法に規定する既成都市区域及び近郊整備区域を含む都市計画区域は、開発圧力が今なお高いと想定されることから

線引きが義務付けられている。

逆に、開発圧力が低い都市計画区域においては、区域区分を定めない非線引き都市計画区域とすることができる。この地域内では計画的かつ良好な市街地を一体的に整備する必要があるときは、用途地域を定め、市街地開発事業を施行することができる。しかし、高規格堤防整備区間の沿川地域で用途地域が指定されているところはなく、(3)で述べる市街化調整区域と同様の位置付けとなる。

(3) 市街化区域と市街化調整区域

市街化区域は、既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域であり、土地区画整理事業をはじめとする市街地開発事業等を積極的に施行し、良好なまちづくりを行う区域とされる。

一方、市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域であり、この区域においては開発許可制度により線引きの実効性を担保しその趣旨を実現するため、各種開発行為が厳しく制限される。このため、市街化調整区域において、市街地開発事業或いは開発許可による大規模な開発行為等が計画された場合、地方自治体では市街化区域への編入を条件に認可または許可を与えることが一般的である。

しかしながら、昨今の住宅需要の低迷や人口動向などの社会経済状況から、市街化区域の拡大は困難となってきた。このような状況から、市街化区域への編入を前提とした市街化調整区域における市街地開発事業との共同事業による高規格堤防整備は、今後益々困難なものとなることが想定される。

3. 都市的整備事業手法活用の必要性

現在、首都圏を流れる利根川、江戸川、荒川の3河川のうち、特に埼玉県に接する高規格堤防整備区間は、地形的にも首都圏を洪水から守る上で最も重要な区間であるが、そのほとんどが市街化調整区域となっており、この区域での整備手法の確立は今後の高規格堤防の整備を図る上で喫緊の課題といえる。

この課題の解決のため、これまでに一つの方向として農業農村整備事業との共同事業について検討がなされ、高規格堤防の整備手法としては一定の枠組みが確立されつつある。これは、土地改良事業と高規格堤防整備事業との共同事業化を図り、土地改良法による換地手法を導入するものであり、既に利根川の沿川である埼玉県妻沼町の間々田地区や善ヶ島地区で地元関係者を含めた取り組みが開始されている。しかしながら、

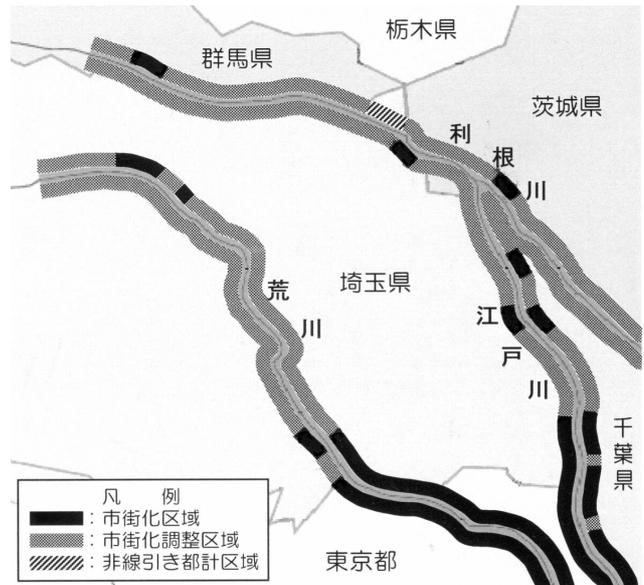


図-2 沿川地域の区域区分状況

この土地改良事業の導入条件として、農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地であること、宅地介在率が非農用地を設定できる3割以内であることなどが必要であり、沿川地域において適用できる範囲は限定される。

したがって、この農業農村整備事業との共同事業が困難な地区、すなわち既存集落等の宅地介在率が高い地区を対象とした整備手法を確立することが不可欠であり、その方策の一つとして、市街化調整区域においても都市的整備事業手法を活用することが必要であると考えられる。

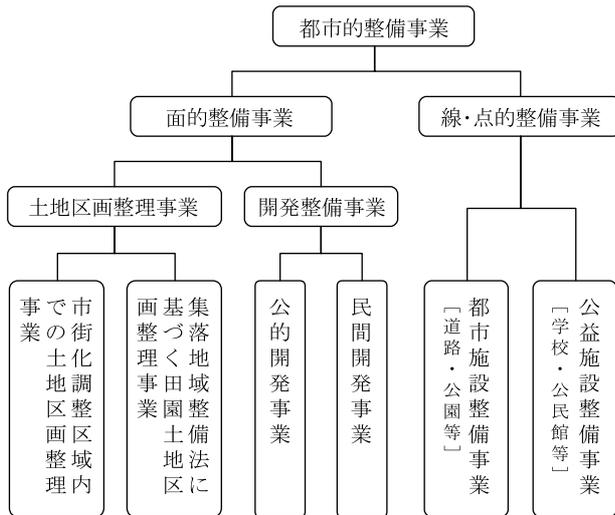
4. 導入可能な都市的整備事業の整理

4-1 導入可能な都市的整備事業

市街化調整区域は市街化を抑制する区域であり、この区域において導入できる都市的整備事業は極めて限定されるが、幾つかの事業は制度上施行が可能である。

一例として、市街化調整区域における土地区画整理事業の施行は、前述のとおり多くの地方自治体で市街化区域への編入を条件とする運用が行われているが、関係法令等においては一定の制限があるものの施行自体は否定されておらず、市街化調整区域存置のまま施行することを前提とした土地区画整理事業の導入は可能である。

市街化調整区域において導入できる都市的整備事業を列举すると図-3のとおりである。



図一三 共同事業化が想定される都市的整備事業

(1) 土地区画整理事業

土地区画整理法を根拠法令とし、換地手法により土地利用の再編を行う事業である。法の目的が公共施設の整備改善及び宅地の利用増進であることから、一般的には市街化区域で施行されるが、営農条件と調和した良好な生活環境の整備や自然景観と調和した郊外型住宅地の整備などを目的として、個人又は組合施行に限り、市街化調整区域においても施行することが可能である。

なお、田園土地区画整理事業は、集落地域整備法に基づき集落地域の居住環境の向上と営農環境の向上をセットで行うものである。この事業は集落地域を対象とし、主に市街化調整区域において施行することを前提としており、田園居住区整備事業としての国庫補助制度が用意されている。

(2) 開発整備事業

都市計画法の開発許可制度に基づき施行される事業であり、この開発行為により開発区域の周辺における市街化を促進する恐れがないことなどが条件となる。

公的開発事業は、地方公共団体や開発事業団などの公的主体が行う開発行為であり、都市計画法第29条の規定により開発許可の適用除外となっている。また、民間開発事業は、民間事業者が行う宅地開発等の事業であり、都市計画法第33条の開発技術基準を満足し、同法第34条の開発立地基準に該当する必要がある。

いずれも制度上、市街化調整区域における施行は可能と判断されるが、近年の財政事情或いは景気動向等から事業化の可能性は低いといえる。

(3) 都市施設及び公益施設整備事業

主に公的主体が行う事業であり、公益上必要な構造物等であることから、開発許可の適用除外となる。

従来から市街化調整区域においても多々施行されているものであり、高規格堤防との共同事業についても、江戸川の関宿地区や木津内地区など数地区で実績がある。ある意味これら事業との共同事業化手法は確立されているといえるが、高規格堤防の整備範囲はスポット的なものととまる。

4-2 土地区画整理事業の有効性

高規格堤防との共同事業化にあたっては、以下の点から市街化調整区域においても、換地手法を導入できる土地区画整理事業が最も望ましいと考えられる。

(1) 公共事業の効率的な展開

高規格堤防整備事業は、特質として盛土により土地利用が一旦更地状態となる。これに併せて換地手法による土地の再配置を行い、宅地等の集約や基盤整備など集落環境の向上を図ることで効率的な公共事業の実施が可能となる。

(2) 土地の有効利用への可能性

現堤防の裏法部を区画道路や公園緑地として土地の有効利用を図るのみならず、事業の成立性に向けた今後の検討において、堤防裏法部を30H内の他の土地利用へ活用可能となった際、換地手法を用いることが有効となる。

(3) 地権者等に対する有効性

土地の再配置を行うにあたり、換地手法は他の再配置手法（等価交換や交換分合等）に比べ、税制面や計画調整に関わる地権者への負担を軽減できる。

また、盛土築堤にあたり、中断移転（地区外に事業期間中、一旦仮住まいを要する移転）を極力避けることができ、地権者負担を軽減できる。

5. 土地区画整理事業導入上の課題

市街化調整区域における土地区画整理事業の実施にあたっては、実際の運用面で幾つかの課題が挙げられる。

4. で述べたとおり、市街化調整区域における土地区画整理事業の実施は、個人又は組合施行に限定されており、その認可要件が土地区画整理法第9条及び第21条に定められている。

【土地区画整理法】

(組合設立の認可の基準等)

第21条 都道府県知事は、第14条第1項から第3項の申請があった場合においては、次の各号の一に該当する事実があると認めるとき以外は、その認可をしなければならない。

一～二 (略)

三 市街地とするのに適当でない地域又は土地区画整理事業以外の事業によって市街地とすることが都市計画において定められた区域が施行地区に編入されていること。

四 土地区画整理事業を施行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に施行するために必要なその他の能力が十分でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、都市計画法第7条第1項の市街化調整区域と定められた区域が施行地区に編入されている場合においては、当該区域内において土地区画整理事業として行われる同法第4条第12項に規定する開発行為が同法第34条各号の一に該当すると認められるときでなければ、第14条第1項又は第2項に規定する認可をしてはならない。

3～7 (略)

※第9条(個人施行の認可基準)においても内容は同じ。

また、上記の認可要件にある都市計画法第34条の各号への適合は、土地区画整理事業施行後の区域内の個別開発行為に対する二重規制を避けるための規定であり、土地区画整理事業については第8号の2又は第10号のイに適合することが求められる。

【都市計画法】

(開発立地基準)

第34条 前条の規定にかかわらず、市街化調整区域に係る開発行為については、(中略) 次の各号のいずれかに該当すると認められる場合でなければ、都道府県知事は、開発許可をしてはならない。

一～八 (略)

八の二 地区計画又は集落地区計画の区域(地区整備計画又は集落地区整備計画が定められている区域に限る。)内において、当該地区計画又は集落地区計画に定められた内容に適合する建築物又は第一種特定工作物又は建築の用に供する目的で行う開発行為

八の三～九 (略)

十 前各号に掲げるもののほか、次のいずれかに該当する開発行為で、都道府県知事があらかじめ開発審査会の議を経たもの

イ 開発区域の面積が政令で定める面積※5～20ha以上を下らない開発行為で、市街化区域における市街化の状況等からみて当該申請に係る開発区域内において行うことが当該都市計画区域における計画的な市街化を図る上に支障がないと認められるもの

ロ (略)

これらを踏まえ、市街化調整区域における土地区画整理事業の課題を整理すると、以下のとおりとなる。

(1) 事業の必要性

市街化調整区域は市街化を抑制する区域であり、この区域における土地区画整理事業は、認可基準の市街

地とするのに適当でない地域を含まないという規定に該当しないこととなる。

しかしながら、集落地域において良好な営農条件及び生活環境の確保を図る場合や、市街地の周辺地域において地域の特性にふさわしい良好な居住環境を確保する場合は、地域の振興と秩序ある整備を目的として、土地区画整理事業を施行することは可能である。すなわち、集落地域整備法の集落地区計画や田園居住区整備事業制度要綱にある市街化調整区域等の整備・保全構想に基づく土地区画整理事業は許容される。

以上のことから、上記の計画や構想への位置付けを行うため、市街化調整区域において土地区画整理事業を施行する意義や必要性を明確にすることが必要となる。

(2) 事業の採算性

事業に必要な経済的基礎は、土地区画整理事業が民有地等の減歩により事業費を捻出する点から、市街化調整区域においては施行上、大きな課題となる。

一般的に、市街化調整区域における土地区画整理事業は、市街化区域の事業に比べて国庫補助の範囲が限定されているうえ、事業による土地利用の増進や土地需要の拡大が大きくは期待できないことなどから、事業収支上の資金確保が困難であり、必要とする保留地処分金が多額となる。その結果、減歩率の増加につながる。

この減歩率の増加は、地元の合意形成に大きく影響し、事業の成立を左右する。したがって、その抑制を図るため、事業採算性の向上が不可欠となる。

6. 江戸川右岸沿川地域におけるケーススタディ

江戸川右岸沿川(埼玉県区間)を対象として、市街化調整区域における高規格堤防整備と土地区画整理事業の共同事業の実施に向けた課題への対応方針を検討するとともに、モデル地区を設定して事業計画のシミュレーションを行った。なお、モデル地区の設定、土地区画整理事業計画の検討に際しては、埼玉県の都市部局と意見交換しつつ行った。

6-1 課題への対応方針

(1) 上位計画への位置付け

従来から、都市行政においては効率的な都市基盤整備を図るため、区域区分制度の下、市街化区域への公共投資を優先してきた。そのため、江戸川右岸に接する埼玉県においては、県人口約700万人のうち市街化調整区域に約120万人もが居住しているものの、土地

利用の整序や集落地域における生活環境の向上、地域の活性化等が図れず課題となっている。このため、埼玉県では市街化調整区域においても法上の位置付けに配慮しつつ、地域づくりを進めていくことが必要となっている。

一方、近年の都市行政は平成12年の都市計画法の改正でもわかるように、活力ある中心市街地の再生とともに郊外部のゆとりある居住の実現を目指している。都市計画法においても、平成7年改正で市街化調整区域の地区計画制度が、平成11年改正ではこの地区計画制度に整備型が加わり、更に平成12年改正では法第34条第8号の3など市街化調整区域における開発許可基準の緩和が行われている。しかしながら、これらはいずれも区域を定め、整備等の計画を貼り付ける或いは立地基準を緩和するにとどまり、具体的にゆとりある居住の実現を図っていくための手法が欠けている。

以上のことから、その実現手法として、計画的な地域づくりを進めるための整備事業を想定し、市街化調整区域における市街地形成の考え方や範囲などを県や市町村のマスタープランに位置付けていくことにより、市街化調整区域における居住環境の向上を目的とした土地区画整理事業を実施することが可能と考えられる。

また、高規格堤防整備との共同事業は、この地域づくりの効率的な実施に寄与するものであり、治水機能の向上による県土の安全性確保を含め、河川管理者として、マスタープランの策定主体である県や市町村への積極的な働きかけを常に行うことが重要である。

(2) 事業採算性の向上

埼玉県の都市整備部局へのヒアリングや事例調査を通じ、市街化調整区域における土地区画整理事業実施上の最大の課題は事業採算性である点が明確となった。

市街化区域における土地区画整理事業では、施行地区内の都市計画道路の築造費を用地費相当分も含め国庫補助として事業費に計上できるほか、施行前後の土地の増進の範囲内での保留地設定などによる資金確保が可能である。しかし、現在の社会経済状況下、土地区画整理事業においても、地価の下落等により事業採算性が悪化しており、ましてや市街化調整区域における土地区画整理事業においては、通常で考えれば事業の成立が困難と考えられる。

しかしながら、高規格堤防整備との共同事業においては、既に分離費用身代わり妥当支出法によるアロケーションが確立されており、相応の負担を河川管理者が担うため、土地区画整理事業を単独で行う場合に比較し、財源が確保されている。これにより、今までに

江戸川の市川市妙典地区や多摩川の稲城市大丸地区など、市街化区域における土地区画整理事業においては減歩の緩和がなされ、合意形成につながっている。

市街化調整区域における土地区画整理事業においても同様の効果は得られるものと考えられるが、更に市街化調整区域の特質により以下の点からも大幅な減歩緩和が図れるものと想定される。

① 基盤整備費の低減

事業の施行後も市街化調整区域として存置するため、最低限の都市施設を確保することが妥当であるとともに、ゆとりある居住を前提とした大規模区画を設定することにより、道路等の基盤整備費は市街化区域の場合より小さくなる。

② 移転補償費の低減

市街化調整区域においては、宅地介在率の高い区域を施行地区として設定した場合でも、農地や雑種地等ある一定量の空闲地があることから、土地区画整理事業の設計上、移転対象物件を極力減ずることが可能であり、移転補償費が小さくなる。

6-2 事業計画のシミュレーション

江戸川右岸の沿川地域である吉川市上内川地区をモデルとして事業計画のシミュレーションを行った。

当該地区は、江戸川右岸の距離程38km付近に位置し、全域、農業振興地域に指定されているとともに、地区内農地の全てが農用地区域となっている。また、吉川市の北部地域に属し、この地域は少子高齢化が市の他地域に比べ進行しており、営農環境の維持改善とともに集落地域における生活環境の改善が望まれている。



図-4 吉川市上内川地区の計画平面図(案)

表一五 吉川市上内川地区の事業計画 (案)

項目	施行前		施行後	
	面積(m ²)	割合(%)	面積(m ²)	割合(%)
道路	9,500	7.9	13,200	10.9
水路	2,700	2.2	2,700	2.2
調整池	0	0.0	3,600	3.0
公園緑地	0	0.0	16,300	13.5
堤防裏法	19,900	16.4		
暫定法面	0	0.0	5,300	4.4
公共用地計	32,100	26.5	41,100	34.0
宅地	36,700	30.3	76,086	62.9
農地等	52,200	43.1	76,086	
民有地計	88,900	73.5	3,814	62.9
保留地	0	0.0	121,000	3.1
合計	121,000	100.0		100.0

種別	金額	備考
宅地整備費	30,800	(76,086+3,814-36,700+36,700/2)*0.5千円/m ²
道路整備費	101,400	(13,200-9,500+9,500/2)*12千円/m ²
上水道整備費	31,000	(13,200-9,500+9,500/2)/6*22千円/m
調整池整備費	137,700	3,600*76.5千円/m ²
移転補償費	125,000	10/2*25,000千円/棟
その他工事費	12,800	上記計の3%
調査設計費	60,500	121,000*0.5千円/m ²
借入金利息	15,000	上記計の3%
事務費	15,400	上記計の3%以内
支出合計	529,600	
公管金(暫定法)	270,300	5,300*51,000円/m ²
保留地処分金	259,300	3,814*68,000円/m ²
収入合計	529,600	

減歩率		減歩地積			減歩率		
施行前 宅地地積 A	施行後 宅地地積 E	公共 P	保留地 R	合算 D	公共 p=P/A	保留地 r=R/A	合算 d=D/A
m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	%	%	%
88,900	79,900	9,000	3,814	12,814	10.12	4.29	14.41
宅地価格							
施行前 宅地地積 A	施行前 単価 a	施行前 宅地総価額 V=A*a	施行後 宅地地積 E	施行後 単価 e	施行後 宅地総価額 V'=E*e	増進率 v=e/a	
m ²	円/m ²	千円	m ²	円/m ²	千円		
88,900	51,000	4,533,900	79,900	68,000	5,433,200	1.33	
保留地							
施行前 宅地総価額 V	施行後 宅地総価額 V'	宅地総価額 の増加額 ΔV=V'-V	施行後 単価 e	保留地 最大地積 Rmax=ΔV/e	保留地 地積 R	割合 R/Rmax	
千円	千円	千円	円/m ²	m ²	m ²	%	
4,533,900	5,433,200	899,300	68,000	13,225	3,814	28.84	

このシミュレーションは、分離費用身代わり妥当支出法を基本に試算した。土地区画整理事業施行者は、図-5のとおり、高規格堤防整備事業と土地区画整理事業に共通する整備費用について2分の1の負担軽減が可能となり、負担額を抑制することができる。

更に、盛土により生じる暫定法面に必要な土地を公共施設管理者負担金として負担することや、堤防裏法の一部を総合治水上必要な調整池の土地に充てるなど、河川管理者として可能な範囲の事業協力を想定し試算した。

その結果、地区内における最低限の道路整備やその効果的な配置による移転対象物件の低減とも相まって、事業収支面から必要となる保留地減歩の低減を図ることができ、合算減歩率でも約14%という算定結果

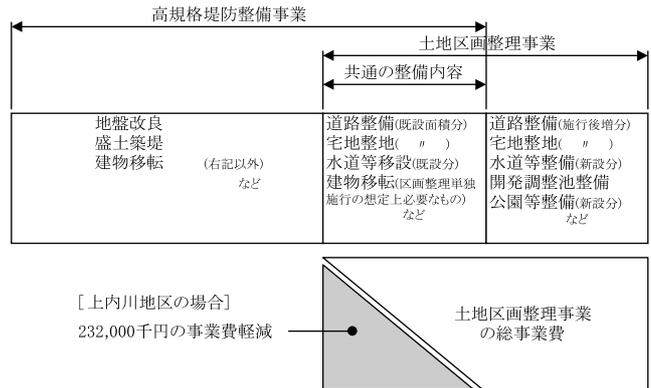


図-5 費用負担の考え方

を得た。昨今の土地区画整理事業が事業収支上4割以上の減歩を必要としている状況等からみて、市街化調整区域における高規格堤防整備との共同事業による土地区画整理事業は、事業収支面において実行可能性が十分あるものと考えられる。

今後、施行地区内における道路等公共施設への堤防裏法の活用策や河川防災センター整備等の位置付けを基にした河川管理者による用地先行取得など、事業採算性の更なる向上に向けて、河川管理者においても積極的な検討を進めていくことが望まれる。

7. おわりに

市街化調整区域における高規格堤防整備手法として、都市的整備事業である土地区画整理事業との共同事業の実施については、一定の可能性があることが明らかとなった。また、その実施により、治水安全度の確保とともに都市行政の抱える課題への対応や集落地域等の居住環境の向上など、多くの効果を発揮するものと考えられる。

今回の検討は、埼玉県都市部局との意見交換を通じ、市街化調整区域における都市的整備事業との共同事業化についての検証を行ったが、市街化調整区域の多くは集落地域等も含め農業振興地域と重複指定されているとともに、土地区画整理事業の認可や地区計画の計画決定等の手続き上農林協議が必要となることから、更に農政部局を含めた視点からの検討を行うことが必要である。

＜参考文献＞

- 1) 国土交通省都市・地域整備局都市計画課監修：都市計画法令要覧（平成14年度版）、ぎょうせい（2002. 9）
- 2) 建設省都市局都市計画課他監修：平成12年改正都市計画法・建築基準法の解説 Q&A、大成出版社（2000. 7）
- 3) 国土交通省河川局治水課監修：スーパー堤防ガイドブック、リバーフロント整備センター（2001. 1）
- 4) 江戸川沿川整備基本構想策定委員会：江戸川沿川整備基本構想（2001. 3）
- 5) 吉川市：第4次吉川市総合振興計画（2002. 3）